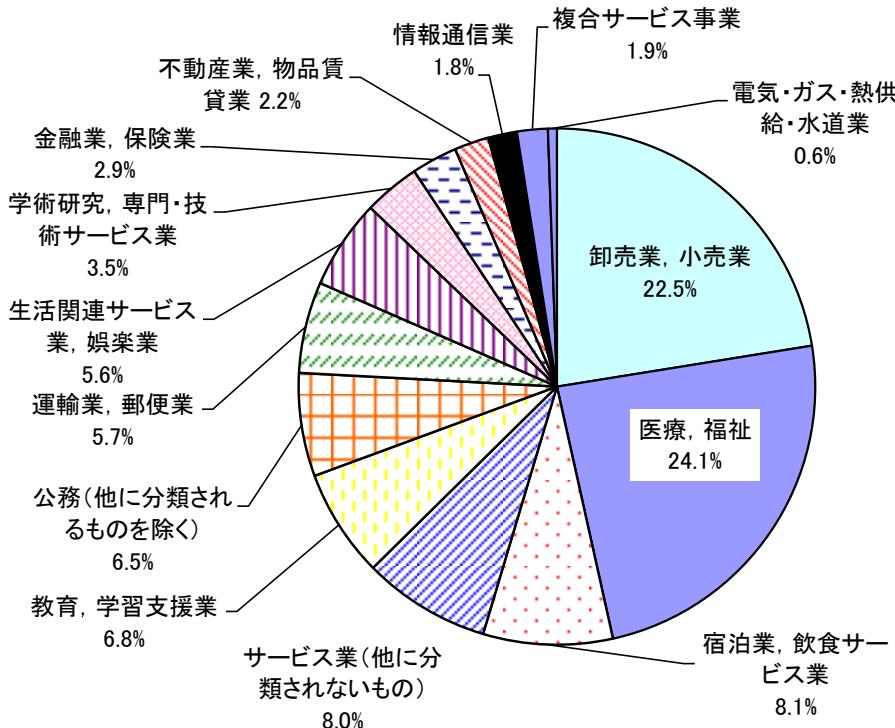


熊本県の第三次産業就業者の構成（平成27年）



解説

【概要】

平成27年の県内の第三次産業就業者数は563千人であった。

また、第三次産業就業者が就業者総数に占める割合（第三次産業就業者比率）は、前回調査時の68.37%から0.75ポイント増加し69.12%となったが、全国平均の71.05%を下回っている。

○就業者

調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入などの収入（現物収入を含む）による仕事を少しでも行った者。休業者も含む。また、家族の人が、自営業の手伝いをした場合は、無給であっても含む。

○第三次産業

電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業・郵便業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業・物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、宿泊業・飲食サービス業、医療・福祉、教育・学習支援業、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）、公務（他に分類されないもの）

○第三次産業就業者比率

第三次産業就業者数 ÷ 就業者総数 × 100

○卸売・小売業就業者比率

卸売・小売業就業者数 ÷ 就業者総数 × 100

○医療・福祉就業者比率

医療・福祉就業者数 ÷ 就業者総数 × 100

○サービス業（他に分類されないもの）就業者比率

サービス就業者数（他に分類されないもの） ÷ 就業者総数 × 100

資料出所	調査期日	調査周期
「国勢調査」 総務省統計局	平成27年10月1日	5年